



大学共同利用機関法人

人間文化研究機構



国立歴史民俗博物館

National Museum of Japanese History

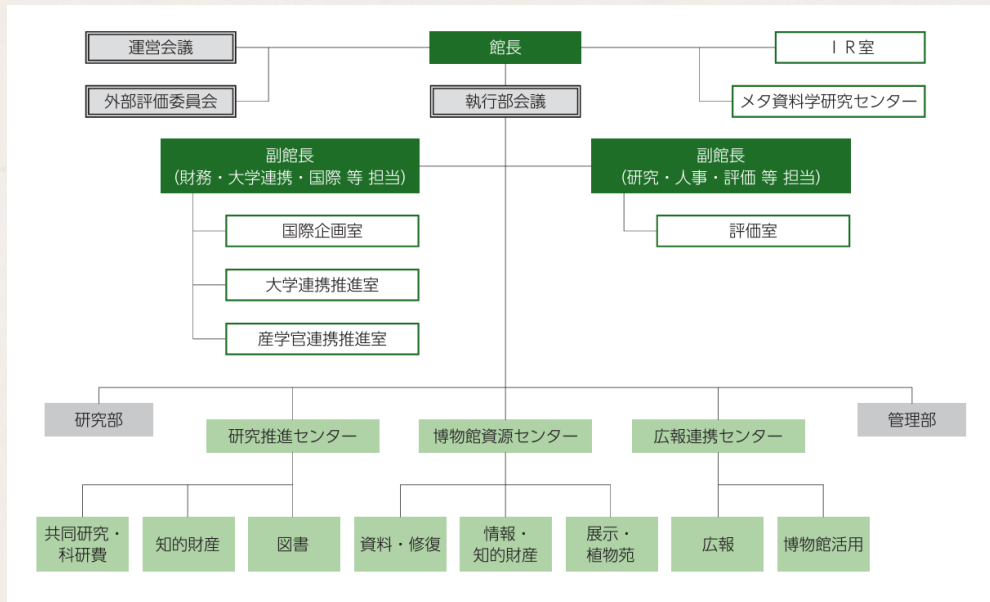
国立歴史民俗博物館におけるデータ およびデータセット公開の現状と課題

人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館

後藤真

人文

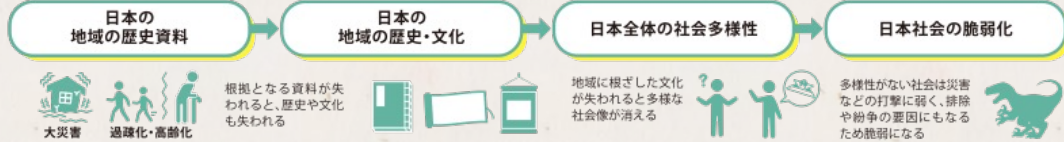
歴史博



歴博

データ基盤と総合的な知に基づいた日本歴史文化知の構築

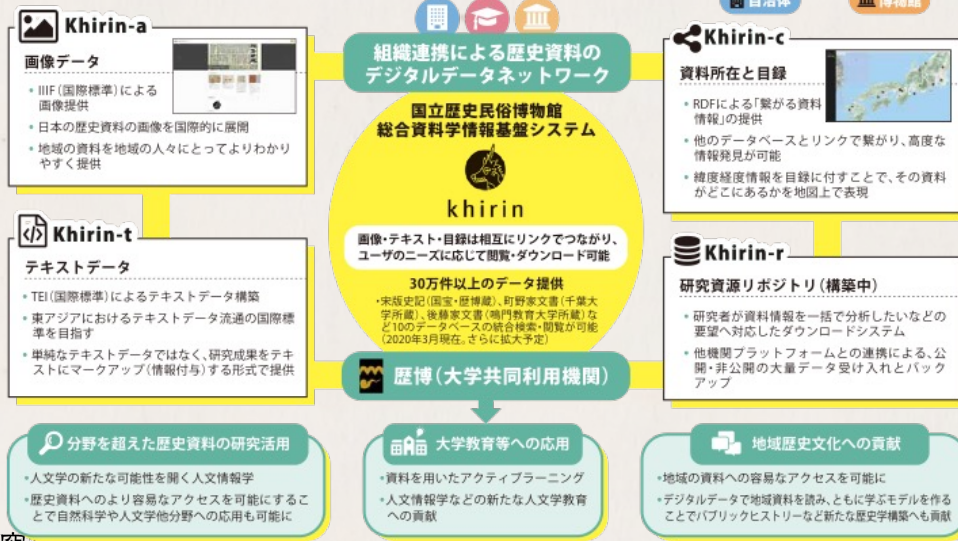
01 社会課題： 地域歴史資料の消失による 地域社会の多様性の消失



02 社会課題の解決提案 デジタル・ヒューマニティーズ の活用



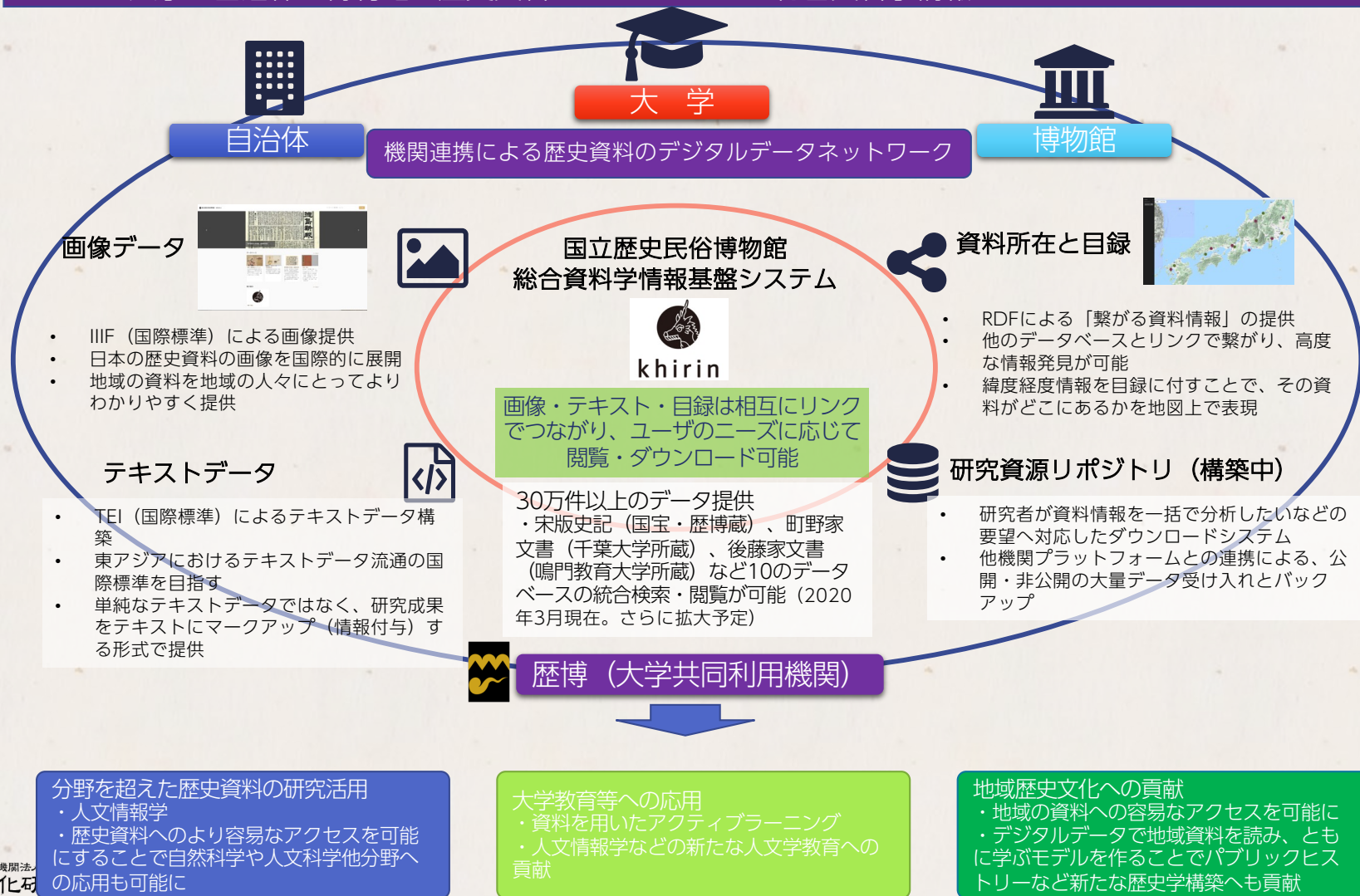
03 社会課題の解決手段 歴史資料のデータネットワーク基盤"khirin"の 構築とデジタル・パブリック・ヒストリーの展開



04 社会課題の解決イメージ 理解を深め、多くのステーク ホルダーと歴史資料を理解する



大学と自治体・博物館の歴史資料データインフラ 総合資料学情報基盤システム "khirin"

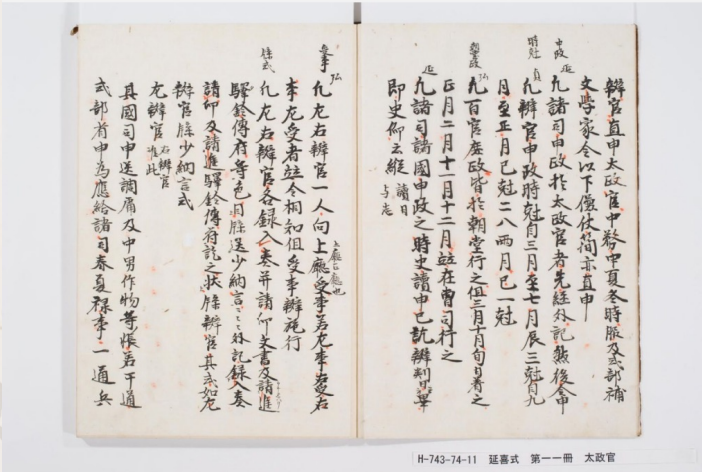


館蔵資料公開に加えて館外データ受け入れ

- 館蔵資料公開→IIFデータを中心に
 - 漢籍などの情報の公開を進める
 - 28万件ある館蔵資料のうち、画像データ等の公開については1万件ない程度をkhirinで公開 データベースれきはくで散発的に公開
- 連携先の調査・研究の成果とともに
 - 細々とではあるが…
 - 奥州市・上山市・三田市などの資料データを受け入れて公開→2万件前後の画像データを中心に公開
- 館内のものについてはkhirinで出すものはオープンデータ
- 館外のものについては、所蔵者との相談のもとで決定

画像

次へ 4 / 36 前へ



H-743-74-11 延喜式 第一一冊 太政官

校訂文

部省申論前事一通 右右通請奏、

凡左右弁官、各録入奏并請印文書及請進駟鈴・伝符等色目、牒送少納言、少納言・外記録入奏請印及請進駟鈴・伝符等色目、牒并其式如左、

弁官牒少納言式、

左弁官、右弁官准此、

其国司送調書及中男作物等帳并通式部省申論給諸司卷夏祿事一通并

部省申論前事一通

右右通請奏、

現代語訳

左右弁官は、それぞれ天皇への上奏案件や、押印を請求する文書および駟鈴・伝符の請求・返却に関する項目について目録を作成し、少納言に送れ。少納言・外記はこれらを実施した旨

【11.8 弁官牒式】

左右弁官局のある官人が太政官の執務する庁舎に赴き指示を受ける際にも、もし左弁官の管轄事項を右弁官が受けたり、右弁官の管轄事項を左弁官が受けたりした場合は、それぞれが連絡を取り合つてその事項を共有せよ。ただしその場合でも指示を受けた弁官がその業務を実行せよ。

【11.7 受事】

左右弁官局のある官人が太政官の執務する庁舎に赴き指示を受ける際にも、もし左弁官の管轄事項を右弁官が受けたり、右弁官の管轄事項を左弁官が受けたりした場合は、それぞれが連絡を取り合つてその事項を共有せよ。ただしその場合でも指示を受けた弁官がその業務を実行せよ。

【11.6 諸司諸国申政】

中央諸官司・諸国が上申してきた政務案件の文書を弁官局内で審査する際には、史が文書を読み上げ、それに対し弁官は口頭で処分を通達せよ。その後たちに史は、文書を上申した中央諸官司・諸国の官人に対して「よ」こい渡せ。

【11.5 朝堂政】

官人の政務は、みな朝堂院内の政庁で行え。ただし三月・十月は十一日と二十日のみ政庁で執務し、それ以外の日は正月・二月・十一月・十二月はそれぞれの官庁で政務を行え。

【11.4 時刻】

弁官が太政官に政務を報告する際の時刻は、三月から七月は辰三刻、九月から正月までは巳二刻、二月・八月は巳一刻とせよ。

【11.3 申政】

中央諸官司が弁官を経由せずに直接太政官に政務案件を報告する場合は、事前に外記に通知せよ。

【11.2 庶務申前】

弁官が政務案件を太政官に申告する際には、もし大臣がいない場合は、中納言以上に申告せよ。重大な案件は又のつど天皇に申告して決裁を仰ぎ、それ以外は先例に従い太政官で判断せよ。官人の勤務評定・叙位候補者を集計した目録の読み上げや、六位以下の位階の証書への押印を申請する場合には、中務省・式部省・兵部省は、弁官を経由せずに直接太政官に申告せよ。中務省が衣替え手当ての数量を申告する場合は、式部省が親王家の家庭教師や親王・官人家の家政機関職員、および辺境官人の護衛官を任命したり、諸国に派遣する使者を選定する場合も、同様に太政官に直接申告せよ。

太政官

【11.1 庶務】

凡内外諸司所申庶務、弁官檢勘申太政官、其史讀申、皆依司次、若申故事、各先神事、申神事史不申凶事、御本命日、中務、東宮亦同、及朔日、重口・復口亦不申凶事、

【11.2 庶務申前】

凡庶務申太政官、若大臣不在者、申中納言以上、其事重者臨時奏裁、自余准例如分、其差違目錄及請印六位以下位記者、中務・式部・兵部三省不給

【11.3 申政】

凡諸司申政於太政官者、先經外記、然後令申、

【11.4 時刻】

凡弁官申政時刻、自二月至七月辰三刻、自九月至正月巳二刻、二・八両月巳一刻、

【11.5 朝堂政】

凡百官庶政、皆於朝堂行也、但三月・十月、旬日者之、正月・二月・十一月・十二月、並在曹司行也、

【11.6 諸司諸国申政】

凡諸司・諸国申政之時、史讀申已訖、并判曰、云々、畢即受他云々、縱、(読口与志)

【11.7 受事】

凡左右弁官一人、向上行受事、若左事行受、右事左受者、並令相知、但受事并施行、

【11.8 弁官牒式】

凡左右弁官、各録入奏并請印文書及請進駟鈴・伝符等色目、牒送少納言、少納言・外記録入奏請印及請進駟鈴・伝符等色目、牒并其式如左、

弁官牒少納言式、

左弁官、右弁官准此、

其国司送調書及中男作物等帳并通式部省申論給諸司卷夏祿事一通并

部省申論前事一通

右右通請奏、

重なる日もまた凶事の文書を読み上げてはならない。



資料の公開と現地調査



本プロジェクトについて
島の自然と暮らしを考えるゆんぬ古写真調査

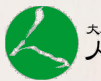


公開データとしての書籍・論文

- 『研究報告』の全面電子化（紙媒体廃止）
- 過去データの公開も引き続き進める
- 電子と紙の両面展開も実験的に
 - 『歴史情報学の教科書』 『地域歴史資料ハンドブック』
- 海外機関と連携した書籍データ公開
 - Fulcrum

人文

歴史



大学共同利用機関法人
人間文化研究機構



国立歴史民俗博物館
National Museum of Japanese History

人文学における研究プロセスデータ

- 研究ノート

- アナログノートも多いが、最近は当然デジタル主流
- 昔の文字資料を読んだ記録（史学・文学）
- インタビュー調査（文化人類学・地域研究・言語学）
- 現地におけるフィールド調査（考古学・人の行動記録など）

人文

歴史



大学共同利用機関法人
人間文化研究機構



国立歴史民俗博物館
National Museum of Japanese History

現代生み出される研究情報のセンシティブティ

- 医療記録→カルテなどではないが 差別の原因に
 - 生活記録そのもの
 - 写真における肖像権・プライバシー権
 - 人種差別を含みうる情報
 - 政治的な課題（反政府運動）
-
- これまでは研究者の手元においていたデータ
 - 共有すべき情報である一方背反的に取り扱いが極めて困難
 - センシティブな情報は人の行動の中でシームレスに生まれてくるために、「どこからセンシティブか」の判別が難しい
 - 時間的変化でこれまで良かったものが不可になる例も→歴史性をどのように注釈するか

歴史博

データセット公開モデル



初めからGitHubと連携可能
テキスト、コード、非バイナリデータ

例: <https://zenodo.org/record/365073>



公開

アクセス情報は直接DOIURL

バイナリ

アクセス情報はコンタクト情報+カ
テゴリ+資料ID



DocuWiki

説明、データのリスト

50GBまでホストできる

限定公開

サーバ内のファイル or 各種クラウドとして (各ファイルごとにパスワード制限など)

バックアップとして自前でも持つ

非デジタル・非公開も扱う

データセット⇔デジタルアーカイブ

- ニーズのトレンド変化 機械活用はもちろん、人間による閲覧であっても
- 資料1点1点を見せる傾向から、一括へ
- データセット公開資料におけるデータ粒度の難しさ
→資料理解にも影響する
- 「内容を見たい」人への情報提供とのバランス
- 永続的な公開という観点からも：ストックデータのあり方の再検討→Accessible条件をどのように担保するか

データ蓄積・公開の諸課題

- 館蔵資料の整備
 - 目録整備の課題がデータ整備の課題にもつながる
 - 収集と公開（研究・展示）が連動しているわけではない
- データ公開までのフローの確立の課題
- 長期保存！
 - 組織の存続とデータの存続が切り離されていない
 - データを預かる際により重要になる

人文

歴史

未来に向けて

- 相互運用可能なデータ構築「つながる」ことの重要性
- 役割分担をどのように行えるか
 - 役割を果たすことが、適切なその組織の評価につながりうるような環境を作ることも重要

人文

歴史